

平成18年4月13日制定

第5次

行政改革大綱

(計画期間：平成18年度～平成22年度)

弟子屈町

目 次

[1] 大綱策定にあたって	P. 1
[2] 行政改革推進のための重点項目	P. 2
1 広域行政、権限移譲を含む事務事業の見直し、 住民との協働、評価制度に関する検討	P. 2
2 事務改善及びO A化に関する検討	P. 2
3 組織機構に関する検討	P. 3
4 経費の削減、収入の増加に関する検討	P. 4
[3] 実施計画書 (改革工程表)	P. 6
1 広域行政、権限移譲を含む事務事業の見直し、 住民との協働、評価制度に関する検討	P. 6
2 事務改善及びO A化に関する検討	P. 7
3 組織機構に関する検討	P. 8
4 経費の削減、収入の増加に関する検討	P. 9

〔1〕大綱策定にあたって

本町は、第1次から第3次の行政改革大綱を経て、平成15年度から平成17年度まで第4次行政改革大綱に基づき行政改革を推進してまいりました。この第4次行政改革大綱では、組織機構・職員定数・使用料手数料など行政全般のあり方を検証しながら、町民にも負担を求めることで一定の成果を上げたところであります。

しかし、地方分権の理念の下、三位一体改革による補助金や税源移譲、地方交付税の見直しが行われ、国は地方との財政関係の見直しを図っており、また、地方にできることは地方が担うため北海道も含めた事務権限の見直しを進めております。これにより、市町村は、行財政上の体力をつけて地方自治を担うことが急務となっており、市町村合併も将来におけるひとつの選択肢となっています。第4次行政改革を推進してきた本町においても、依然として財政上の厳しさは払拭されていないこと、また、町民に最も身近な地方自治の担い手としてその役割を果たすことから、一層の行政改革が求められております。本町は、これらの社会情勢に対応するとともに、これまでの行政改革の経験を生かして、一層行財政体力をつけるため、平成18年度から5ヵ年計画で第5次行政改革大綱を策定することとしました。

この行政改革大綱は、町民の幸せのために行政が何をすべきかを考え、より質の高い行政サービスを提供するとともに、行政が担うべきこと、民間が担うべきこと等を棲み分ける事務事業の見直しや、行政を担う組織のあり方と、安定的な財政運営を確立するための施策を盛り込んだものであります。また、今後の行政運営においては、町民参加が不可欠であることから、情報の公開と共有を進めることで、行政と町民が一体となったまちづくりのための基礎を固めたいと考えております。

構成は、重点項目と実施計画書（改革工程表）からなっており、社会情勢に沿った行政改革推進のために、一定の時期で検証作業を行い、見直しながら進めてまいります。最小の経費で最大の効果を得るため、また、効果的な行政運営を図るため、この大綱を推進して魅力ある町を建設するものであります。

弟子屈町が日本一のサービスを提供するという理念の下、各施策を推進してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

〔2〕行政改革推進のための重点項目

1 広域行政、権限移譲を含む事務事業の見直し、住民との協働、評価制度に関する検討

（1）事務事業の必要性、実施主体の検討

町・民間等との役割分担を踏まえ、事務事業の見直し等を行い効率化を一層推進し、より質の高い行政サービスの提供を目指すとともに、民間活力が発揮できる体制整備の推進を図ります。

また、コミュニティー活動の一層の充実と、行政と住民との協働を活発化します。

さらに、当面鉏路市を含めた広域連携への取り組みを模索し、実施可能な事務事業から連携を図り、その方向性（自立・広域連携・合併）を見出していくこととします。

(2) 事務事業評価制度導入の検討

町民の視点に立った成果重視の行政を推進するため、政策や事務事業について、その目的と効果を明らかにし、目標を設定した上で取り組み、実施後の評価を次の立案に生かすという、サイクル（計画・実施・評価・改善）の定着を図ります。

(3) 過去の開発計画の再評価、新たに策定する方法の検討

既に役割を終えた開発計画等を再評価するとともに、今後計画を策定するにあたっては、評価のあり方について検討します。

2 事務改善及びO A化に関する検討

(1) 住民対応、事務の流れ・事務改善の検討

町民の行政に対する信頼を高めるため、まごころのこもったサービスを職員個々が常に意識しながら、日本一のサービスを目指します。すべての職員が、職場の活性化と意識改革に取り組み、町民本位のサービスを提供します。

町民の就労環境を考慮し、窓口サービスのあり方について検討します。

町民の立場に立った行政手続の簡素化と迅速化を推進し、利便性を向上します。

積極的に町政の情報公開に取り組み、行政の透明化を図ります。

(2) O A化に関する検討

I T（情報技術）の積極的活用による町民サービスの向上や、町の情報を積極的に発信し、地域の活性化に取り組みます。

また、情報化推進計画を見直し、効率的・効果的な行政運営を目指します。

平成18年度からH A R P計画が本格的に運用開始されますので、町民サービスの向上に繋がるもの、又は利便性が向上するものについては積極的に導入を検討していきます。

これらの推進にあたっては、情報セキュリティの強化と個人情報の保護に十分留意し、適切に推進します。

3 組織機構に関する検討

(1) 組織機構の見直し

事務事業の見直しなどを踏まえ、多様化する町民ニーズに応えるため、諸課題に迅速かつ着実に対応できるよう、簡素で効率的、機動的な組織機構とするなど、効果的に事務事業を処理し得る体制を確立します。

現在ある 23 課を計画期間中に 15 課程度に再編します。

特に、老人ホーム倭和園と保育園の法人化や民営化について、平成 20 年 3 月までにその方向性を示すことができるよう検討します。

また、屈斜路保育園の民営化や給食センター調理業務、ディサービスセンターの給食業務については、民間委託等により町にとっても行政コストの軽減が図られる事務事業については、早期に委託できるよう検討します。

(2) 職員定数の見直し

組織機構の見直しを踏まえ、定年退職者等の補充を最低限に抑えこの計画期間中の目標職員定数を 156 人とします。

定数外職員についても、補充を抑えることとします。

また、勸奨退職年齢を、現在の 50 歳から 5 歳引き下げ 45 歳とします。

4 経費の削減、収入の増加に関する検討

(1) 経費の削減に関する検討

すべての事務事業について、常にコスト意識を持ち、経費全般にわたって見直しを行うことにより、節減・合理化を図るとともに、厳正な執行に努めます。

旅費、各種手当の削減をはじめとする経常的経費の見直しを行い、経費の圧縮に努めます。各種補助金について、経費負担のあり方を見直すとともに、毎年度その効果を検証します。

(2) 収入の増加に関する検討

町税等各種収入金について、一層の収納率向上に取り組み、自主財源の確保に努めます。また、滞納整理を推進し収納率の向上を図るとともに、納税意識を高めるよう啓発に努めます。

今後、釧路管内において税や国保税の広域連携の滞納整理機構が設立される予定で、本町においても滞納整理の効果が期待できることから、積極的に加入してまいります。

使用料など町民負担については、サービスに要するコストの縮減に努めるとともに、負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、サービスに応じた適正な見直しに努め、負担の適正化を図ります。

また、パークゴルフ場等公共施設の使用に際し、サービスに応じて協力金等負担の協力を求め、歳入の確保に努めます。

(3) 町有財産の処分に関する検討

未利用財産の活用を検討し、不用なものについては売却する等処分を進めます。